

佐伯市特定建築物耐震診断支援事業

事業の概要

- ・ この事業は、大地震時における防災上重要な民間の特定建築物の倒壊等による被害を軽減するため、これらの建築物の耐震診断を行った建築物の所有者又は管理者等に対して、耐震診断費用の一部を補助することで、建築物の建替え又は耐震補強を促し、耐震化を推進する事業です。

特定建築物の耐震診断とは

- ・ 建築物の地震に対する安全性を専門家が調べて、耐震性を評価することです。今回の事業では、財団法人日本建築防災協会の定める耐震診断基準などにより診断を行い、大分県建築物総合防災推進協議会耐震判定会又はこれと同等の判定会によりその診断が適正に行われたものかの認定を受けたものをいいます。

対象となる建物

- ・ 1～6のすべてのことに該当する建築物が対象です。
 - 1 昭和56年5月31日以前に着工された建築物であること。
 - 2 所在地が佐伯市内であること。
 - 3 耐火建築物又は準耐火建築物であること。
 - 4 延べ面積が1,000平方メートルを超え、かつ、原則として地上階数が3以上であること。
 - 5 次に掲げる防災上重要なものとして市長が定めた建築物のいずれかであること。
 - ① 佐伯市防災マップの津波被害想定区域内にあり、津波発生時の緊急避難所としての利用が考えられる鉄筋コンクリート又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物
 - ② 地震発生後の緊急医療を担保する病院の用途に供する建築物
 - ③ 建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条第3号の建築物(倒壊した場合、緊急輸送路を閉塞する恐れのあるもの)
 - 6 平成30年2月20日(火)までに完了の報告ができるものであること。

補助額

- ・ 耐震診断に要する費用の2/3以内の額(千円未満は、切り捨て)かつ120万円を限度とします。ただし、補助の対象となる耐震診断に要する費用は、補助対象建築物の延べ面積に1平方メートル当たり2,000円を乗じて計算した額を上限とします。

申請の受付

- ・ 受付期間 平成29年6月1日(木)から平成29年12月25日(月)まで
 - ・ 受付予定件数 1件
- 申請件数が受付予定件数に達した場合は、受付を締め切ります。

注意事項

- ・ 今回の補助事業は、すでに行われた耐震診断に対して補助金を支払うものではありません。補助を受けるには、事前に申し込み等の手続きが必要ですので、ご注意ください。
- ・ 耐震診断の実施は、補助金交付決定通知後になります。
- ・ 補助金の交付は、耐震診断を行った建築士事務所に診断費用を支払った後になります。
- ・ 耐震診断を行う者は、知事が登録した建築士事務所に所属する一級建築士である必要があります。
- ・ 耐震診断の内容を、大分県総合防災推進協議会耐震判定会等の判定機関にその内容が適正であることを判定してもらうことが必要です。また、この判定は有料となりますので、建築士事務所と契約の際は、この判定を受けることが業務に含まれているかご確認ください。